

## 部会長及び部会長職務代理者の互選について

岩手県医療審議会長から、医療計画部会の委員を指名されたところですが、医療法施行令第5条の21第3項及び第5項の規定に基づき、医療審議会と同様に、**部会長及び部会長職務代理者について、委員の互選による選出が必要**となっています。  
については、下記により互選をお願いします。

### 1 部会長及び部会長職務代理者の互選について

令和6年11月の改選後、初の医療計画部会開催となることから、医療法施行令第5条の21第3項及び第5項の規定に基づき、**部会長及び部会長職務代理者について、委員の互選による選出が必要**となっているもの。

### 2 互選の方法について

部会長及び部会長職務代理者の推薦について、別紙様式に記載頂き、事務局あて返送願います。（期限：令和7年3月17日（月））

※ 他の議事等に関する意見と同時にお送りいただいて構いません。

### 3 今後のスケジュールについて（予定）

～3月17日（月） 部会長・部会長職務代理者の互選

3月18日（火）～3月中旬 部会長・部会長職務代理者の決定

※ 書面により結果をお知らせする予定です。